

新潟市こどもの意見表明支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一時保護施設や児童養護施設等において、児童相談所等から独立した第三者が定期的に当該施設を訪問すること等により、こどもが措置の内容や、施設等での生活における悩みや不満に関する意見等的形成し、関係機関に対して表明することを支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 新潟市こどもの意見表明支援事業（以下、「本事業」という。）の対象者は、市が設置する一時保護施設及び児童養護施設等で生活するこどもとする。

(実施体制)

第3条 本事業を実施するため、「こどもの意見表明支援員（アドボケイト）」を置く。

2 市長は、各専門職団体や大学等から推薦され、次のいずれかに該当する者のうち、こどもの意見表明支援員として適当と認める者に対し、こどもの意見表明支援員登録申出書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を徴するものとする。

- (1) 弁護士、社会福祉士、臨床心理士又は、公認心理師の資格を有する者
- (2) 児童福祉関係の業務に従事した経験を有する者
- (3) こどもの心理や発達等を専攻する大学院生、大学生
- (4) その他、上記(1)～(3)に相当すると認められる者

3 市長は、こどもの意見表明支援員としての知識、技術の獲得、資質の向上等を図るための研修を実施するものとする。

(登録)

第4条 こどもの意見表明支援員の登録は、次の事項を確認し、こどもの意見表明支援員登録簿（様式第3号）に市長が登録し、様式第4号によりこどもの意見表明支援員へ登録したことを通知する。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 生年月日
- (4) 連絡先
- (5) 前条第2項各号のうち該当する資格等

(6) 登録日

(7) その他こどもの意見表明支援員としての業務の遂行に必要な事項

(登録期間)

第5条 こどもの意見表明支援員の登録期間は、1年間（登録の日から当該年度の末日）とし、本人からの申し出がない限り自動更新されるものとする。
ただし、市長に対し、登録消除申出書（様式第5号）により、いつでも自己の登録消除を申し出ることができる。

- 2 こどもの意見表明支援員から登録消除の申し出を受けた市長は、速やかに当該こどもの意見表明支援員の登録消除を行うものとする。

(実施方法)

第6条 こどもの意見表明支援員は、定期的もしくはこどもの求めに応じて、事務局が指定した日に施設等を訪問し、面接等を行い、こどもの意見を聴き取るものとする。

- 2 前項の規定に基づき、こどもの意見表明支援員がこどもと面接したときには、原則こどもが生活する一時保護施設を所管する児童相談所長や児童養護施設の長等に対し、こどもの意見表明支援報告書（様式第6号）により申し送る。なお、こどもが申送りを希望しない場合においても、こどもに対して、内容に応じて申送りする必要があることを適切に伝え、こどもの理解を得るよう努める。
- 3 こどもの意見表明支援員から申し送りを受けた児童相談所長又は児童養護施設の長等は、速やかに対応を検討し、必要に応じて対応するとともに、こどもが希望する場合には、対応した結果をこどもに報告（フィードバック）するものとする。
- 4 こどもが新潟市子ども条例に基づいて設置された新潟市子どもの権利救済委員の調査審議を希望する場合は、こどもの意見表明支援員から事務局へ連絡する。

(報告)

第7条 こどもの意見表明支援員は、市長に対し、事業実施後速やかに事業実施報告書（様式第7号）を提出するものとする。

(報償費及び費用弁償等)

第8条 市長は、こどもの意見表明支援員に対し、事業実施報告書に基づき報償費及び旅費を支給し、単価は次のとおりとする。

報 償 費 (1回あたり)	弁護士 32,000 円 社会福祉士、臨床心理士等 16,000 円 その他、大学院生等 8,000 円
旅 費	新潟市旅費条例に規定される額を超えない範囲

2 前項の支給は、原則として、各月分を一括して翌月に支払うものとする。

3 市長は、こどもの意見表明支援員の活動中の事故等による損害を補償するための保険料を負担する。

(守秘義務)

第9条 こどもの意見表明支援員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 本事業に関する事務局をこども未来部こども家庭課に置く。

(雑側)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月7日から実施する。

(様式第 1 号)

年 月 日

(宛先)

新潟市長

氏 名

こどもの意見表明支援員登録申出書

新潟市こどもの意見表明支援事業実施要綱に基づくこどもの意見表明支援員への登録を申し出ます。

ふりがな			男 ・ 女	生年 月日	年 月 日生	
氏名						
住所	〒					
資格	☐ 弁護士 ☐ 社会福祉士 ☐ 臨床心理士 ☐ 公認心理師 ☐ 大学院生 ☐ 大学生 ☐ 児童福祉関係の業務に従事した経験を有する者 ☐ その他 ()					
連絡先	自宅		所属			
	FAX		役職			
	携帯		E-mail			
交通手段	☐ 徒歩 ☐ 自家用車 ☐ バイク ☐ 自転車 ☐ 公共機関 ☐ その他 ()					
活動可能な時間帯 (可能な曜日に○又は時間をご記入ください)						
月	火	水	木	金	土	日

活動頻度（可能な項目に○）			
定期訪問			
月 6 回	月 5 回	月 4 回	月 3 回
月 2 回	月 1 回	その他（具体的に記載）	
随時訪問			
月 6 回	月 5 回	月 4 回	月 3 回
月 2 回	月 1 回	その他（具体的に記載）	

※変更がある場合はご連絡ください。

（事務局：新潟市こども未来部こども家庭課）

TEL：025-226-1195

E-mail：kodomo.k@city.niigata.lg.jp

(様式第 2 号)

誓 約 書

年 月 日

新潟市長

住 所

氏 名

印

私は、児童福祉法第 34 条の 20 第 1 項各号の規定に該当しないこと及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成法律第 77 号第 2 条 6 号に規定する暴力団員をいう。）と関係を有しないことを誓約します。

また、こどもの意見表明支援員の職務遂行上知り得た秘密を漏らさないことを誓約します。

(参考) 児童福祉法 (抄)

第 34 条の 20 第 1 項 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 児童虐待の防止等に関する法律第 2 条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の養育に関し著しく不適当な行為をした者

(様式第 3 号)

こどもの意見表明支援員登録簿

最終更新日： 年 月 日

登録年度	番号	氏名	住所	生年月日	資格等	連絡先	登録日	備考
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11							
	12							
	13							
	14							
	15							
	16							
	17							
	18							
	19							
	20							
	21							
	22							
	23							
	24							
	25							

(様式第 4 号)

新 こ 家 第 号
年 月 日

(申 込 者) 様

新潟市長

こどもの意見表明支援員の登録について

日ごろ、当市の児童福祉行政にご理解及びご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

年 月 日付けであなたから申し出のありました標記につきまして、「こどもの意見表明支援員登録簿」に登録しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

活動に当たっては「新潟市こどもの意見表明支援事業実施要綱」に定める事項を遵守くださるようお願いします。

記

活動内容	児童相談所一時保護施設や児童養護施設等で暮らすこどもが措置の内容や、施設等での生活における悩みや不満に関する意見等を形成し、関係機関に対して表明することを支援すること。
登録番号	(登録年度) － (番号)
登録期間	年 月 日 から 年 月 日まで なお、申出がない限り自動更新とします。
報償費等	活動 1 回当たり 円を支給します。 また、一般職の常勤職員に支給される通勤手当を超えない範囲内で活動に要する交通費を支給します。

担当：新潟市こども未来部こども家庭課
TEL：025-226-1195（直通）
FAX：025-224-3330
E-mail：kodomok@city.niigata.lg.jp

(様式第 5 号)

こどもの意見表明支援員登録消除申出書

年 月 日

(宛先)
新潟市長

住 所
氏 名
生年月日

新潟市こどもの意見表明支援事業実施要綱に基づくこどもの意見表明支援員登録簿からの消除を申し出ます。

登録消除の理由	
---------	--

(様式第 6 号)

こどもの意見表明支援報告書

意見聴取日：_____年_____月_____日

こどもの意見表明支援員：_____

聴取した意見

1 こどもの名前	
2 こどもが意見を伝えたい相手	
3 こどもの意見	
4 こどものフィードバック希望の有無	

意見への対応結果記入欄（※こどもから意見を受けた機関が記入）

--

(様式第 7 号)

年 月 日

(宛先)

新潟市長

報告者氏名

こどもの意見表明支援事業実施報告書

下記のとおり、事業を実施したので報告します。

記

1. 実施場所	
2. 実施日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
3. 支援したこどもの人数	人

※活動終了後、1 回につき 1 枚記入してください。

※こども家庭課へメールで提出してください。

【提出先・問合せ先】

新潟市こども未来部こども家庭課

TEL : 025-226-1195 (直通)

E-mail : kodomo.k@city.niigata.lg.jp